

令和5年度

第2回ふじさわ人権協議会 議事録

日 時 2023年10月20日（金）午後2時から午後3時30分まで

会 場 藤沢市役所 本庁舎5階 会議室5-1・5-2

出席者

(1) 委員=13人

鈴木会長、深田副会長、岸本副会長、入沢委員、須田委員、鳥海委員、
星野委員、江藤委員、ポッチャニー委員、秋葉委員、宮城委員、
萩原委員、森岡委員

(欠席) なし

(2) 事務局=4人

宮原（企画政策部長）

人権男女共同平和国際課 作井（主幹）、猪野（課長補佐）、中村（上
級主査）

(3) 傍聴者 なし

内 容

1 後任委員への委嘱状の交付

2 議題

(1) 「人権施策推進指針【改定版】」に関する令和4年度事業実施結果に
ついて

(2) 個別課題についての意見交換

3 その他

【1 後任委員への委嘱状の交付】

○事務局（作井） それでは定刻となりましたので、始めさせていただきます。本日は、大変お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。ただいまから、令和5年度第2回ふじさわ人権協議会を開催させていただきたいと思っております。私は、人権男女共同国際課の作井と申します。よろしくお願いたします。まず本日は、委員の人事異動によりまして、新たに委員になられます方への委嘱状の交付を行いたいと思っております。島大貴委員が、6月30日付で退任されましたので、後任の入沢朋子様へ委嘱状を交付させていただきたいと思っております。委嘱に際しましては、本来であれば市長から交付させていただくところでございますけれども、市長の公務の都合によりまして、本日は企画政策部長の宮原から委嘱状を交付させていただきます。入沢様におかれましては、恐れ入りますが、お名前をお呼びいたしましたら、その場でご起立をお願いいたします。入沢朋子様。

○入沢委員 はい。

○宮原企画政策部長 入沢朋子様、ふじさわ人権協議会委員を委嘱します。期間は、2023年（令和5年）7月1日から2025年度（令和7年）3月31日までとします。2023年（令和5年）7月1日、藤沢市長鈴木恒夫。代読させていただきます。よろしくお願いたします。

○入沢委員 はい。よろしくお願いたします。

○事務局（作井） ありがとうございます。それでは、ここで、入沢様から自己紹介をお願いいたします。

○入沢委員 皆様、初めてお目にかかります。日本航空株式会社で、DEI推進グループというところにおります、入沢朋子と申します。この度、前任の島が、バンコクの方に人事労務部門の責任者として転勤をいたしまして、後を継がせていただきました。どうぞよろしくお願申し上げます。島が大変熱意を持って取り組ませていただいておりますので、後を引き継ぎまして、何か藤沢市様のお役に立てればということと、企業といたしまして、有識者の皆様からご意見を頂戴して、何か企業として社会貢献に役立てることができればと考えております。どうぞこれからよろしくお願申し上げます。

（拍手）

○事務局（作井） ありがとうございました。よろしくお願いたします。申し訳ありませんが、本日、部長の宮原は、公務のためここで退席させていただきます。

○宮原企画政策部長 大変申し訳ございません。ここで失礼させていただきます。
今後とも、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【令和5年度 第2回ふじさわ人権協議会】

○事務局（作井） それでは、本日の会議時間は、1時間から1時間半程度と考えておりますので、3時半までには終了したいと考えております。どうぞご協力よろしくお願いいたします。本日は、当課の鈴木課長が、公務により欠席とさせていただきます。それでは、本日の資料の確認をさせていただきます。資料は事前に郵送させていただいておりますが、本日、お持ちでない方がいらっしゃいましたら、ご用意がありますので、挙手をしていただければと思います。皆さんお持ちでしょうか。会議資料としましては、次第、裏面が委員名簿になっているもの。それから資料1-1として、藤沢市人権施策推進指針改定版に関する令和4年度の事業実施結果。資料1-2として、課別事業数一覧。資料1-3として、充実度一覧。資料2で個別課題検討シートを、データで送らせていただきました。こちらに関しましては、事前に皆さんからご意見をいただきましたので、当日配布資料ということで、A3版で印刷したものを机の上に置かせていただきましたので、そちらをご覧ください。またその中で、ご意見に3番のジェンダーレストイレについて、入沢委員と須田委員から、LIXIL社のオルタナティブトイレについての記載がありましたので、そちらと、森岡委員から困っている方のポイントについてご意見もありましたので、同じくLIXIL社の資料をお配りさせていただいております。参考資料としまして、事前にパートナーシップ宣誓制度のリーフレットですとか、履歴書の記載例、かがやけ地球の記事の抜粋を送らせていただきました。皆さんお手元にありますでしょうか。では、進めさせていただきます。本日は、ふじさわ人権協議会要綱第7条の規定に定める半数以上の委員が出席をされておりますので、この会議は成立をしておりますことを申し添えさせていただきます。次に、会議の公開・非公開についてお諮りをさせていただきます。本市におきましては、市政において重要な役割を果たしております各種審議会等の附属機関やこれに準ずる機関の会議につきましては、市政運営が施策形成における公平性や透明性を高められるように、藤沢市情報公開条例第30条の規定により、原則公開としております。こちらのふじさわ人権協議会におきましても公開を原則として運営してまいりたいと考えておりますけれども、公開ということよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

○事務局（作井）ありがとうございます。ご異議がありませんので、ふじさわ人権協議会は公開といたします。本日、傍聴の方はいらっしゃいません。では、ここからの議事進行につきましては、ふじさわ人権協議会要綱第5条第2項に従いまして、鈴木会長にお願いいたします。会長、よろしくお願いいたします。

【2 議題】

議題（1）「人権施策推進指針【改定版】」に関する令和4年度事業実施結果について

○鈴木会長 皆様、こんにちは。お忙しい中、ご参集いただきまして、ありがとうございます。本日は、第2回の協議会ということでございます。第1回目のときは少し研修的な要素もございましたけれども、第2回のところでは、少し個別の課題も議論していくということでございます。本日も活発なご意見を皆様からいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。では、早速でございますが、次第に沿って進めさせていただきたいと思っております。まず議題の1番でございますが、人権施策推進指針【改定版】に関する令和4年度の事業実施結果ということで、前年度の取組の政策評価といったことをごさいますでしょうか、こちらについて、まず事務局よりご説明をお願いしたいと思います。

○事務局（中村） 人権男女共同国際課の中村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。藤沢市の人権施策推進指針は昨年度、改定してございまして、こちらの事業実施結果は、改定前の人権指針に基づいた事業の実施結果になります。調査は毎年行ってきたものです。お手元の資料1-1、1-2、1-3になります。内容としましては、令和4年度に各課で実施した事業のうち、改定前の人権指針に記載されている「施策の方向性」に該当する事業について、各課から実績を報告いただいております。資料1-1は、各課の事業について人権指針の体系順に「事業概要」と「事業実施結果」、「事業の充実度」などを記載しております。資料1-2は、課ごとの事業数の一覧、資料1-3は、人権指針の「施策の方向性」ごとの事業数と「事業の充実度」の一覧となっております。令和3年度と比較しますと、令和4年度は充実度がD（前年並または計画通りの充実を図ることができなかった事業）だったものが、令和3年度は32事業あったのですが、令和4年度は19事業に減少するなど、新型コロナウイルス感染症の影響を受けていたものが徐々に再開する動きが出てきているような状況です。また、充実度Cが全体の80%となっており、全体として、人権施策の推進が図ら

れたものと捉えております。こちらの説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

- 鈴木会長 ありがとうございます。今、中村さんよりご説明いただきました。藤沢市の人権の取組ですね。これを見てもみますと400にも及ぶ項目になっております。本当に市政全体の中で、人権というものがいろいろな形で位置づけられていることがよくわかります。これは内部評価ですね。充実度ということでA、B、C、D、E、そして×というのは廃止ということになりますけれども、このような形での内部での事業評価を行ったということのご報告でございました。皆様からご質問ご意見ございましたら承りたいと思いますが、いかがでしょうか。どうでしょうか。

(深田委員挙手)

- 鈴木会長 深田委員お願いします。
- 深田委員 質問です。資料1-2の中で7番とか12番のところは大きく事業数が減っているようですが、何か特別な事情があったのでしょうか。
- 鈴木会長 深田委員ありがとうございます。7番と12番、防災政策課がマイナス5、それから六会市民センターがマイナス6というふうになっております。このあたりはどうかということをおわかりになる範囲でお願いいたします。
- 事務局(中村) 7番の防災政策課の方は、「ふじさわ防災ナビ」の全面改定が終了したため、また、六会市民センターの12番の方は、オリンピック・パラリンピック関係の公民館の事業が行われなくなったことによるものです。
- 鈴木会長 というご説明ですが、よろしゅうございますか。ありがとうございます。他に、皆様からいかがでしょうか。個別のところでもしわかる範囲であればお答えいただこうと思いますし、難しいようであれば、またお調べいただいご返事するというような形をとっていかうと思いますが、どうでしょうか。全体としては、先ほどご説明いただきましたけれど、最も多いところが1-3でお示しいただきましたとおり、Cすなわち前年同様、事業に取り組み、充実した結果が得られたというところではありますが、一部D、Eというところも少し、Eは実施なしですからともかく、Dのところは少し課題となるものも出てきていると思います。これは市全体での認識があるというそれぞれ内部評価としてあるということですので、これは進めていただくほかないというふうに思っておりますけれども、何かございますか。特にないようであれば、これはご報告を受けたということで、次に進めさせていただきたいと思っております。大変細かいものですので、お持ち帰りになって、資料をよく見てみたら、もう少しということであれば、これ

は担当課の方に、ぜひともお問い合わせいただければと思います。事務局はそう
ようにお願いしたいと思います。

議題（２）個別課題についての意見交換

○鈴木会長 では、続きまして2つ目の議題にまいりたいと思います。今日の本題
のところになります。個別課題についての意見交換ということでございます。
こちら事務局よりご説明のほどお願いいたします。

○事務局（猪野） 個別課題の方で3つあげさせていただいておりますので、1番
から順番にご説明させていただきたいと思います。まず1番につきまして、ファ
ミリーシップ制度の導入についてです。本市では、2021年（令和3年）4月
1日にパートナーシップ宣誓制度を導入いたしまして、現在48組の方に宣誓を
していただいております。うち12組の方は、事実婚の方と推定しております。
昨年度末には、制度導入から2年を迎えることになりまして、アンケートを実施
したところ、ファミリーシップの導入の検討を求める声がありました。ファミ
リーシップの導入に際しては、家族としての扱いが受けられることによるメリッ
トがあるとされる一方、記載される子どもの意思の尊重という観点や、多様な家
族のあり方に対する様々なご意見が散見されるなど、課題もあるかと思ってお
ります。今回、皆様のご意見をお伺いしたいと考えまして、課題提起をさせてい
たいただきました。よろしくお願いたします。

○鈴木会長 以降につきましては、3つ個別課題をいただいておりますので、一つ
ずつ事務局より問いかけの背景といったものをご説明いただき、また委員の皆様
からご質問ご意見などをいただくという形にしたいというふうに思ってお
ります。A3の意見集約というものがございまして、皆様のお声があります。私と星
野委員のところは空欄になっておりまして、個人的なお話でございしますが、私は
会長という立場もありますので、あまりこうだというのを強く申し上げたくない
というところがあって、回答を差し控えているところもございします。この会は市
の基本的な方向性について多様な意見を述べていくということでもありますので最
終的のところは、やはり藤沢市のご判断ということでもありますけれども、皆様か
らの意見を多くいただいているところもございします。もしよろしければ、全体を
とおして、こういう傾向があったみたいなのを事務局からいただければと思
いますがどうでしょうか。ざっと見る限り、基本的には賛成というご意見が多いよ
うにお見受けいたしますが、いかがでしょうか。

○事務局（猪野） 市の方で皆様のご意見を頂戴いたしまして、確認させていただいたところ、ファミリーシップの導入については、基本的に皆様賛成とのご回答をいただいております。導入に関して一部の方からは課題や懸念点について、お話もいただいておりますが、全体的には前向きなご回答というふうに捉えております。

○鈴木会長 ありがとうございます。そういったことを踏まえて、皆様から、より詳細な課題ですとか、こういったところは、まだ議論が尽くされていないのかとか、そういうこともお伺いできればというふうに思います。まず個別に少しお伺いしたいところですが、星野委員も空欄でございますけれども、何かお考えあればご表明いただくことができますでしょうか。私は今申し上げたとおりでございましたけれども。

○星野委員 ファミリーシップ制度の導入に関しては賛成ですけれども、一つお伺いしたいのは、今現在、パートナーシップ制度で他の自治体と連携していますけれども、今後どういうふうになっていきますでしょうか。他の自治体でまだファミリーシップ制度を導入しているところが少ないと思いますので。

○鈴木会長 事務局お願いします。

○事務局（猪野） まずファミリーシップ制度の導入については、現時点では神奈川県下ではまだないというところになっておりまして、広域連携との関わりについては、これからさらに議論していく必要があるかとは思いますが、ファミリーシップ制度を導入した場合においても、自治体間の連携は共通事項だけでやるということになるので、説明を適切に行えば連携の支障にはならないのではないかと。今後、神奈川県が中心となって、こういった連携の課題を検討する会議を立ち上げていくことになっておりますので、そうした中で議論していければと思っております。

○鈴木会長 よろしいでしょうか。

○星野委員 はい。

○鈴木会長 ありがとうございます。ここから皆様から少し意見の集約ということで、このA3のシートでお声をいただいておりますけれども、ぜひ、少し詳しいところを皆さんと意見を交わしたいというふうに思っております。どなたかお声を上げていただける方いらっしゃいますでしょうか。いかがでしょうか。

（須田委員挙手）

○鈴木会長 須田委員お願い申し上げます。

○須田委員 当事者の声というものをやはり尊重して、当事者はどのようなことを望んでいるかというのが一番大事なのではないのかと私は思うのです。当事者の声を出さないと、知らない人もわかってもらえないというところがあるので、私もわからなかったので、インターネットで調べると、やはりパートナーシップだけでは足りないところは、ファミリーシップでということなのですけれども、自治体を転出すると、もうそれも使えないとか、そういうことになってくると本当に当事者は何を求めているかということ行政が把握しながら、連携して進めていくのがいいのではないのかなというふうに感じました。

○鈴木会長 ありがとうございます。今の須田委員のご意見とても大事なところだと思うのですが、例えば市が承知している、あるいは市に寄せられたファミリーシップ制度の導入についての市民からの声というようなものは何か承知する限りでお教えいただくことは可能でしょうか。

○事務局（猪野） はい。ファミリーシップに関して、アンケートの中で、項目は設けてはいなかったのですが、自由記述欄の方に東京都が導入するパートナーシップ宣誓制度にファミリーシップ的な要素があるので、藤沢市でも導入してほしいとありましたが、それ以上の記述はなく、細かいご要望については把握ができていないのですが、他市の方ともお話している中では、例えば幼稚園とか保育園のお迎えに行くときに、家族関係が証明できないから引き取りできないとか、そういったことが具体的に課題としてあるというようなことは聞いております。

○鈴木会長 ありがとうございます。そうしますと、まだもう少し市民からの声とかニーズとか、そういったものも調べていく余地は残っているのではないかなというふうに思っています。ここにいる委員の皆様、私も含めてですけれども、必ずしも全ての人権課題の当事者とは言えない部分もあって、人権課題についての当事者でもあるのだけれども、よりそこにコミットするかどうかというやはり温度差、距離感というのはいろいろあると思いますので、ぜひ当事者の声というのは、やはり大事なところかなと思います。これは多分、次の課題、その次の課題のところも同じではないかなというふうに思っております。他に委員の皆様からどうでしょう。お声を上げただけの方いらっしゃいますか。

（岸本委員挙手）

○鈴木会長 どうぞ、岸本委員、お願いいたします。

○岸本委員 岸本です。鳥海委員のコメントにもあるのですが、限りなく家族としての扱いをしてもらえることが一番大きい。やはり何もないところからパートナーシップ制度ができて、その次にファミリーシップ制度に向けて、今動き

始めるというところで、箱を作るということがまず第一歩で、これはもう大賛成なのですが、作った箱の中身をどうしていくか、やはり家族制度に馴染めない方をファミリーシップ制度で救済というか、手当をしてあげるといような制度に中身を充実させていくことが大事かなと思います。ただ、その当事者の方からご意見を伺いながら、完璧なものになるまで制度を発足できないという方がいいのか、あるいは先に箱を作って、その中で改善をしながらより充実させていく方がいいのか、場合によっては後者でもいいのかなということも感じております。以上です。

○鈴木会長 岸本委員ありがとうございます。政策の進め方としての大変貴重なご助言だったと思います。全てが整ってから始めるというのは、おそらく岸本委員のご懸念のとおり、後手後手になってしまう可能性もありますので、ある部分では今わかっている中で進めていく、そして中身を充実させていくという、こういう形が良いのかもしれませんがね。ありがとうございます。他に皆様からいかがでしょうか。どうでしょう。

(須田委員挙手)

○鈴木会長 どうぞ須田委員。

○須田委員 今、48組がパートナーシップ制度に登録されているとおっしゃっていましたよね。その48組の人たちはファミリーシップ制度をどのように考えているとか、他の登録していない人の声はわかりませんが、やはり一部でも48組の人たちの意見を少しでも反映されるのがよいのではないのかなと。学識経験者とか他の全然そうではない人の考えよりも当事者の声が聞ける範囲で取り込んでいただけたらなというふうに思います。

○鈴木会長 ありがとうございます。パートナーシップを利用されている48組の方の中でも、ファミリーシップ制度をさらに活用したい人がいるのではないかなというのも大事なところですね。ありがとうございます。他にはどうでしょうか。

(森岡委員挙手)

○鈴木会長 森岡委員、お願いいたします。

○森岡委員 私もこの機会に藤沢市パートナーシップ宣誓というのをざっと見ていて、書いてあるのがほとんど手続き的なことで、どうやったら登録できますかということで、登録したら何が起きるのですか、どんなメリットはありますかとか、あまり書いてないと私には見えて、鳥海委員のコメントの中に非常にわかりやすい表現があって、医療機関にかかったときも家族として対応できる、市営住宅への入居ができる、墓地も一緒に埋葬できる。これは藤沢市独自の判断なの

か、どこの市に行ってもそうなのとか、正直わからなくて、藤沢市でもそんなメリットをバン、バン、バンと、1、2、3、4でこんなメリットがありますと出したら、我々もそういうことができるのだと思ったら、周辺の人たちも当事者ではなくても、より理解が深まるのではないかなと思いますし、パートナーシップで受けているこれらの何点かをファミリーシップに拡張したときに、子どもとか全く同じような形で拡張されるのか、また違った形なのか、仏作って魂を入れるのかそうなのかという話がありましたけれども、そもそも何をしようとしているのかというところがあまり見えない中で、言葉だけパートナーシップ制度、ファミリーシップ制度という概念が先走っているかのように見えるので、できれば具体的な変化、ビフォア・アフターがわかるような説明をしてもらった方が、これが表に出たときに、多くの人たちにより理解をしてもらいやすい。そのためにもいい形で広報が進むように、具体的な中身をよりお願いしたい。

○鈴木会長 森岡委員ありがとうございます。そうですね。手続きとしての制度の中身と、それからそれを活用することによってどんなベネフィットといたしましうか、受けることができるのかというのも、これはやはり求める声に応じてという部分もありますけれど、少なくとも藤沢市ではそれを導入して、そこに認定された人たちはこういうようなことができるのだというのは、やはりお示ししていくのは大事なのではないかなというふうに思っています。決してこういったパートナーシップもそうですし、ファミリーシップ制度もそうでありますけれども、形として認めてほしいだけではなく、やはり実の部分のところも、とても大事なことなのではないかなというのを、今のお話を伺ってよく考えさせられました。ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。どうでしょうか。お書きくださったことを少し補足しながら述べていただくことも可能でございますが。

(深田委員挙手)

○鈴木会長 深田委員、お願いいたします。

○深田委員 このファミリーシップ制度というのは、多分パートナーシップ宣誓をされた方の中で、プラスアルファでファミリーシップ制度を利用したいという方が登録されるのだと思うのですが、その制度を使う・使わないは、パートナーシップ宣誓をされたカップル次第ですので、選択肢としてあることは、選択の幅が広がるということで、とてもいいことだと思います。なかなかファミリーシップ制度は、どういうメリットが具体的にあるかというのは、私自身もわかりづらいのですが、最近、あるレズビアンのカップルの人から聞いた話ですが、おふたりがそれぞれ出産をしていて、4人で家族として暮らしている。ところが、法的には

自分が出産した子どもとだけしか親子関係がないので、先ほどの幼稚園や保育園の送り迎え、あるいは医療機関での家族としての対応というのが非常に難しくなる。ですから、そういうことを心配な方がいらっしゃるのであれば、制度として設けて、よろしかったらこういう制度も利用できますよ、というふうにして、選択肢の一つとして制定するのはいいことではないかなというふうに考えています。

○鈴木会長 ありがとうございます。より具体的なところも含めて、そういう例もあるなということでお伺いいたしました。ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。この案件は皆さん、おおよそそのご意見をおっしゃっていただきましたでしょうか。既に個別課題検討シートの中でも意見表明してくださっておりますけれども、さらに、それを今、補強したり、あるいは別の視点からということでお話をいただきました。基本的には、あらかじめ猪野さんにお話いただいたとおり、皆さん、賛成の方向であることは、どうも間違いのないわけでありませけれども、中身をどうするのか、手続きをどうするのか、その先はどう行くのか、やはり当事者の声は、というこの辺りのところを、もう少し考えていく必要があるということでございました。よろしいでしょうか。せっかくですから、萩原委員何かありますか。たくさん書いていただいているので、もしよろしければ一言。

○萩原委員 先ほど、森岡委員が中身の話をしていたと思うのですが、もちろんそれも大切だと思いますけれど、私自身、まだ社会に出ていないというか、学生という立場で、パートナーシップ制度、ファミリーシップ制度以前に、パートナーシップ制度というものも、学生の中とか子どもの中にはまだ広まっていないのではないかなと思っていて、性的マイノリティの方の教育というか、学ぶ機会というものは、あるにはあるのですけれど、具体的にどういう制度があったりとか、また、それによる影響とかというものを学ぶ機会が少ないので、パートナーシップ制度よりもファミリーシップ制度になると、子どもが関与する機会というのが多くなると考えるので、そのときにやはり性的マイノリティの方の当事者の影響もそうですけれど、その子どもとか、その子どもの周りの環境に対しても理解を求めるところでは、制度を作るときに、ある程度、考えとか哲学的なところというか、こういう理念がありますみたいなところを、当事者以外のところに強く広めていけたらすごくいいのかなと思いました。

○鈴木会長 ありがとうございます。今、萩原委員がおっしゃってくださいましたけれども、いろいろな家族の形があって、そういったことについて18歳未満の人たちに、どれぐらい知られているだろうかというのは、本当にそのとおりであ

りますし、とりわけ、後段で言ってくださったファミリーシップの場合には、当然そのファミリーですから、子どもの権利の部分のところも考えていかないといけないというのは、示唆に富むお話をいただいたかなというふうに思っています。ありがとうございます。子どもにとって親を選ぶことはできないわけでありますがけれども、その子ども自身の思いはどうかということ、本当におっしゃるとおりだなと思って伺っておりました。ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

(星野委員挙手)

○鈴木会長 どうぞ、星野委員お願いいたします。

○星野委員 やはり、今出ましたように、なかなか一般市民の中に浸透していないと思います。これは、当事者だけではなくて、やはり行政も、こういうことをやっているというのをきちんとアピールしていくことが一般市民への啓発になっていくと思います。やはりこれは一般市民にわかるように、どういう問題があって、それで藤沢市でこういうものを作りました、というのを丁寧に説明していくのが啓発になってくるのかなと思います。横浜市の例をとりますと、横浜市ではパートナーシップ制度のことを、東横線と市営地下鉄の車内広告に載せています。やはりそういうことが市民への啓発になってくるので、そこをもっと積極的にやっていただければと思います。

○鈴木会長 ありがとうございます。市民への説明というところ、これも本当に不可欠だと思います。その制度を利用する当事者の方だけではなく、市民の方にとっても、この理解がなければ「それ一体何ですか」という話になってくるわけがありますので、いろいろな形の、今の横浜市の例などもいただきましたけれど、ぜひ市では研究していただいて、どういう形で市民の方に、藤沢ではこれが必要なのだということを実感していただけるような周知が大事になってくるということ、強く思いました。ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

(須田委員挙手)

○鈴木会長 どうぞ、須田委員からお願いします。

○須田委員 パートナーシップ制度を申請した場合に、申請して受領書をもって、そのものをどういう形で持って行って、その人たちにはどのようなメリットがあるのか、インターネットで調べただけでは、全然わかりませんでした。申請して認めてもらいました。そこから先はどこに何を持って行ってどうすればよいのでしょうか。私はオストメイトですけど、オストメイトですというマークをつけたくない人もたくさんいるのです。当事者でも、そういうふうに見られたく

ないという人が。だからこのパートナーシップ制度は、藤沢市に登録したけれども、何をどういうふうにして使うのか、使えるところはどのようなところがあるのだろうというのが、全然理解できていなくて、申し訳ないです。

○鈴木会長 もし差し支えなければ、このファミリーシップ制度の前にあるパートナーシップの活用により市の中でどのようなものがあるのかというところ、それをお取りなされた方がどのように活用されているのか、この辺りをわかる範囲でお願いします。

○事務局（猪野） パートナーシップ宣誓制度につきましては、法的な根拠ということで使えるものではないので、市としては、例えば税証明などを取るときに、通常、配偶者の方でなければ、基本的に委任状を取っていただかなければいけないのですけれども、ご家族と同じ扱いになるので委任状を省略できるとか、そういった制度としては設けていたりします。また市の独自の制度としてということになりますと、例えば市民病院ですと、ご家族と同等の扱いで医療的な説明をすとか、そういったことが可能という形になっています。このあたりの制度は、一覧表にしまして、交付する際にお渡ししております。あと、働く人の福利厚生ということで、藤沢市の場合は、藤沢市が独自のものに関しては配偶者と同等の扱いをすということによって定めております。ただ、福利厚生はなかなか企業によっても取り扱いが違うので、例えば「これができます」と大きく書いてしまうと、「うちの会社ではできなかった」とか、そういうことも生じてしまうので、そこはなかなか難しい課題というふうに思っています。あと民間企業の独自のサービスですと、例えば通信関係で携帯電話の家族割引の適用とか、また、家族と同じ扱いでのマイレージの適用が受けられるとか、そういったお話も聞いておまして、民間企業のサービスも本市の方で調べまして、一覧表を公開をしているところになっております。

そもそもどうやって示すのかというところもお話だったと思うのですが、パートナーシップ宣誓書受領証は、A4の紙で1枚お出しするのと併せて、パートナーシップ宣誓書受領証カードというものも作っておまして、個人個人でカードを持てるようになっておりますので、ご希望の方にお渡ししております。

○鈴木会長 ありがとうございます。先ほど、森岡委員からのそれを取ることでどうなるのかというのは、今、パートナーシップ宣誓制度については、そういったものが取りまとめられつつあるということでいらっしゃいますね。わかりましたありがとうございます。今、ちょうどお名前が出ましたけれども、企業の

立場で、入沢委員から少しお話をいただくことは、可能でございましょうか。お願いいたします。

○入沢委員 ありがとうございます。入沢でございます。企業の立場で申し上げますと、パートナーシップあるいはファミリーシップの宣誓を自治体等で行った方は、弊社も含めて多くの企業で、従業員として受けられるその企業が導入している様々な福利厚生を、通常の婚姻関係、親子関係と同等の範囲で受けることができるようになってきています。同様に、企業と消費者という関係においても、企業が提供する夫婦向け、家族向け商品・プログラムも、先ほどマイレージの例をご紹介いただきましたが、様々なかたちのパートナー、ファミリーに対応する工夫もみられるようになってきました。

○須田委員 この受領証を企業の方に提出するという事なのですね。

○入沢委員 はい。その証明の取得の仕方は、企業間によって様々あるかと思えます。証明書を求めている場合や、あるいは同居しているということだけでその権利を有するとしている企業もありますし、そこは企業間で異なるかと思えます。

○鈴木会長 ありがとうございます。他に皆様からはいかがでしょうか。

(星野委員挙手)

○鈴木会長 どうぞ、星野委員、お願いいたします。

○星野委員 今、市民病院で使えるということでしたけれども、一般の病院ではなかなかまだですね。

○事務局（猪野） 医師会にお話をさせていただく機会を設けまして、周知をさせていただいておりますので、各医療機関の判断にはなってしまいますけれども、こういった宣誓書があるということをご理解をいただいているものと考えております。

○星野委員 その場合、そのカードの見本をきちんとわかるようにしていただければと思います。

○事務局（猪野） 画像でわかるように添付しました。

○星野委員 あるところであったのですが、民間の施設にそれを持って行ったら「これって何ですか」と言われて、わからなかったというのがありましたので、きちんと「こういうものだ」というのを、全ての職員がわかるようにしておくのは大事なかなと思います。

○鈴木会長 ありがとうございます。その制度ができて、それを使ったとしても、それが本当にどこでも使えるようになっているか、ユニバーサルに使えるかという辺りのところは、まだまだ課題が大きいというのは承知しました。ありがとう

ございます。いかがでしょう。この大きな1番のファミリーシップ制度について、いろいろな意見をいただきましたけれども、よろしいでしょうか。また最後に全部を振り返って、またご意見をいただく時間を短くとれるかと思っておりますので、その際に、後ほど思いつかれた方は、お教えくださいませ。では1番については、以上とさせていただきます。では続きまして、2番の性別欄について、まず皆様のご意見を承る前に、市の方からご説明をお願いしたいと思います。

○事務局（猪野） 性別欄につきまして、ご説明をさせていただきます。本市でも、性別欄につきましては、法令に定めがあるものや男女共同参画における指標として必要な場合など、性別の把握が不可欠な場合に限って設けることとしております。性別欄を設ける場合については、庁内からも質問を受けることが多く、昨年度、藤沢ジェンダー平等プラン推進協議会におきましても、議論をしていただきましたが、改めて本協議会におきましてもご意見をいただきたく、問題提起をさせていただきます。なお、藤沢ジェンダー平等プラン推進協議会において出たご意見の一部を紹介させていただきます。まず「その他は少数者であることを強調しているようで疎外感を感じる」「無回答というものが最近多いが、回答したくないということではないと思うので、適切ではないと感じる」「アメリカではパスポートの性別欄に特定をしないという“X”を表現として使っている。よい日本語訳があれば、そうした考え方はできないか」というようなご意見を頂戴しております。以上となります。

○鈴木会長 ありがとうございます。性別欄についてということでございます。資料のところでは、今回、参考ということで、J I S規格の履歴書の様式の中では、基本的にもそういったものは求めないということになっているという、市のところでもそういったものに準じてやっただきっているということでありました。猪野さん、全体の皆さんの意見を見ていただくと2や3が多いのかなという感じはいたしますがどうでしょうか。

○事務局（猪野） 全体として拝見させていただきますと、やはり性別を自由に記述できることがいいのではないかと、というようなご意見を結構多く拝見しております。手書きの書類は性別欄を空欄にするというのは、積極的にやってきたのですけれども、インターネットでの手続きになると、選択制が多いということもありまして、各課の方でも選択制にするならどういう表記がいいのかというのは、結構議論になりまして、課題となっております。以上です。

○鈴木会長 ありがとうございます。最後の話は、インターフェースの問題で仕組みに人を合わせるのをおかしいというふうに、個人的には非常に思いました。そ

のインターネットでの回答を求めるのが割と択一式のものが多いというのは、私も学校でそういったものを使いますのでそうなのですけれど、でもだからこそ、そっちに合わせてではなくて、どういうふうに、より良いインターネットであっても、性別を本当にその人が書きたいように書けるのかというのを探していくのがいい感じがしました。すみません、そこだけ引っかかってしまいました。ありがとうございます。では、こちら2番の性別欄について皆様からご意見いただきたいと思います。既にいただいている意見のところをさらに補強していただくのもよし、あるいは、いろいろな事例をお教えいただくのもよしかと思っております。いかがでございましょうか。

(星野委員挙手)

- 鈴木会長 星野委員、お願いいたします。
- 星野委員 これは、市の中で全部統一するということですか。
- 事務局(猪野) まだ統一というのは考えてはいないのですけれども、最近、各課の方もこういった問題に関して意識が高くなってきているようで、問い合わせが本課の方へ寄せられているような状況もあるので、一定の考え方の整理を私どもの方でして、情報を提供していくことが大切かというふうには考えております。
- 星野委員 私の個人的な意見で言うと、例3の自由記述、今、厚生労働省で出している履歴書がこれに該当すると思うのですけれども、男・女とあると男女を強調することになってしまうので空欄の方がいいかなと思ったのですけれども、空欄にすると記入しない方も出てくると思うのですね。そうした場合、内容によっては男女の比率をきちんと統計上知りたいというものがあります。男女共同参画とかそういうものに関しては、きちんと男女比率を明確にしたいというのがあると思いますので、そういうところは、男・女・特定しないとかにしておいて、男女共同参画の統計上あまり必要としないことに関しては、空欄にするとか、そういう使い分けをしてもいいかなと思いました。
- 鈴木会長 星野委員、ありがとうございます。他に皆様からいかがでしょうか。今の星野委員のご意見はとても大事なことで、必要なところはやはりそれが必要だし、そうでないところはそれほど厳しく書かせる必要、書くことそのものも必要ないのかもしれないしということかなと思っています。でも標準系というような形、スタンダードを市としては設けたいというお気持ちも非常によくわかりますので、この中でなるべく皆さんからのたくさんの意見を出して、市の考えて

いただく参考にしてもらえればなと思っていますけれども、他に皆さんどうでしょう、何かありますでしょうか。

(岸本委員挙手)

○鈴木会長 岸本委員、お願いいたします。

○岸本委員 岸本です。各委員のご意見も拝見しましたけれども、例2を選ばれている方は積極的に性別を記入するよりも丸を書く行為の方が精神的なハードルが低いのではないかということで選ばれているのかなと思ひまして、私の方は例3を選んでいますが、これは選択肢から選ぶのではなくて、自発的に選ぶ方が、自分の本当の意思に近いもので表現できるのかなと思って選んでおります。その例2にも例3にも、メリットというか、良いところとそうでないところとあるのかなと思ひますけれども、私自身の考えとしては、「特定しません」という意見表明や「回答しません」という意見表明をしないという選択肢もあった方がいいかなと思ひまして。そうすると、例3であれば、何も記入せずスルーすることが回答しないという意思表示も含まれるかもしれませんし、特定しないことも含まれるかもしれませんし、あえて何も意見表明をしないのだということもここに含められるので、より例3が良いかなという意見で選んでおります。以上です。

○鈴木会長 ありがとうございます。岸本委員からは、ご自身の意見のところ、皆さんの意見を見て、また更に補強していただくお話をいただいたと思います。ありがとうございます。他に、皆さんからいかがでしょうか。

(深田委員挙手)

○鈴木会長 深田委員からお手があがっております。

○深田委員 私は、法律的にどうしても性別、男女を書く必要がある場合以外は、基本的にその欄をなくせばいいのだらうと思っています。今、岸本さんからお話があった、性別を括弧で自由記述というときに、記載しなくてもいいという選択肢ができる書類であれば、そもそもなくていいのかなというのが私の考えで、男・女・その他というのでは、男と女が中心でその他にはじかれてしまう。その他、括弧、なんて書けばいいのだらうという気がとてもしました。それで私は、この例の中で言えば、これが必ずしも最善かどうかわかりませんが、男性・女性・特定しないという形に準じていいのかなと。この3つの選択肢があっても、自分はどこにも印をつけたくないという人も当然いると思うのですが、その人はそういうことなのかな、そういう対応をするのかなと思ひます。星野さんにお伺いしたいのですが、例えば例3のように、性別で括弧と書いてあったときに。男

性・女性以外にどういう書き方が考えられるか。ご専門の星野さんにお伺いしたいなと思います。

- 鈴木会長 ありがとうございます。星野委員から一言、お願いできればと思います。
- 星野委員 これは、その人によっては全然違ってくると思うのですが、トランスジェンダーの場合で、XとかF T MとかM T Fとかいろいろなものがありますけれども、まずそれを書く人はいないかなと思います。それを書くとかミングアウトすることになってしまいますので、そうすると決めつけないとか、そういうことを文字数が多くなってくるので面倒くさいから書かないでしょうから、おそらく空欄になってくるのではないかなという感じがしています。
- 深田委員 何も記述しないということですね。
- 星野委員 そうですね。そういう人が多いかなと思います。
- 鈴木会長 というと、そういう意味で言うと、性別だけで例3というのは、実はほとんど書きにくいということですかね。なるほど。ありがとうございます。他に皆様からどうでしょうか。

(森岡委員挙手)

- 鈴木会長 どうぞ、森岡委員お願いいたします。
- 森岡委員 様々な場面と書いてあるのですが、どんな場面かというと、いろいろなアンケートとか市民の声を聞くとかといった言ったときに、今はデジタル化ですから、アナログで書いて集計するというよりは、インターネットでポチポチ押していった方が、データ集約も整理もしやすいし、そのあとの分析もしやすいので、私は企業にずっといたので、非常にこの事務方のできるだけ丸つけられる方がいいと思っているのです。先ほど声があったように、括弧にすると非常にプライベートを書かなくてはいけなくなってしまうので、多分何も書かないのだろうかと、それでは意味がないなと思ったら、私は例2がいいなと思ったのです。で、例2すらも書きたくないという人は、任意項目にして、必須ではないとすれば、書きたくないということはわかるのかなというふうに思いました。私も知り合いでLGBTの方を何人か知っているのですが、なかなかカミングアウトは難しいし、アンケートのところでいきなり「私はレズビアンです」となかなか書けないと思うし、空欄にされると戸惑うと思うし、そこが必須項目になると、前に進められなくなって、送信できなかつたら最悪だなと思ったりもするのですよね。以上です。

○鈴木会長 ありがとうございます。性別を書くこと自体のところ、意図せずカミングアウトさせられるということについてどうかということも、本当に大事な論点かなというふうに思いました。ありがとうございます。他にはいかがでございましょうか。もちろん、これも何かここで結論を出そうということは全くなくて、いろいろな考え方を、皆さんのお声から取ってほしいと思っていますけれどもどうでしょうか。

(星野委員挙手)

○鈴木会長 星野委員どうぞ。

○星野委員 先ほど深田委員からありましたけれども、そもそもこの性別欄はなぜ必要なのかなと私は思っています。別に性別欄はなくてもいいのではないかなと思っています。神奈川県公立高校の入学願書には、性別欄が今はなくなっていますし、それからマイナンバーカードには性別欄があり、性別が記入されていますけれども、それも廃止する動きになっていますので、そもそもこの性別を聞くことが果たして必要かどうか、そこを疑問に思います。

○鈴木会長 ありがとうございます。

○星野委員 必要であれば聞いていただいているのですけれども、本当に必要かどうかを考えていただきたいと思います。

○鈴木会長 ありがとうございます。まずは大前提として、それを調べていく調査の内容にそれが必要かどうかという、その必要性がまず議論されなければいけないし、そしてどうしても必要であれば、その調査分析に必要なものを提示していくということになるのかもしれないですね。なるほど。ありがとうございます。国勢調査のものを私も今調べてみているのですが、なかなかそれは微妙な書きぶりで「留意しましょう」みたいな感じで国も結論を出していないのですよね。まさに、今おっしゃったところの必要性を持っているのは、国勢調査の基本的な考え方で示されているところですので、藤沢市におかれましても、それが必要かどうかというのを担当各課、所轄課それぞれのところが、必要かをまず自分たちで考えていくというところ、やはり人権に関しては、みんながそこに関わりを持つという考え方で言えば、何となく過去の調査票がそうだったからということではなくて、今新たに藤沢市民の方にこれを聞いていくにあたって本当に性別というものが必要なのか、それが調査結果に有力な影響を与えるものなのかというのを、本当に考えていく必要があるなというふうに思っています。今、調査のことを申しましたけれども行政として集める情報でもそうですね。

(岸本委員挙手)

○鈴木会長 岸本委員お願いいたします。

○岸本委員 岸本です。先ほどコメントさせていただいた前提としても、私も性別欄が必要でないときにまで欄を設けるということについては、賛成しておりません。ただ一方で、本当にいろいろな場面はあり得るわけで、例えば企業の中で取締役役員の30%以上を女性役員にしましょうというような動きもあるとする、やはりどうしてもどこかで男性女性の区別が必要な場合もあり得ますので、そういうことも含めて、どうしても区別が必要なときにどういうふうに欄を設けたらいいかということ的前提でコメントさせていただきました。以上でございます。

○鈴木会長 ありがとうございます。

(須田委員挙手)

○鈴木会長 須田委員、どうぞ。

○須田委員 質問事項の中に、性別が必要な場合の性別欄の表記ということが書かれています。だから必要がないときは、「なし」でいいというような解釈で私は回答したつもりなのですが、全てその表記にしましょうではなくて、性別が必要な場合のときはどうしますかという質問だと解釈したのですが。

○鈴木会長 そうですね。もちろんそのとおりでと思います。ただ、その前提がしっかり考えられているかどうかという問いかけが、問い直しがあったかなと思っています。今回の私たちへの宿題といいたいまいしょうか、市からの問いかけというのは、必要な場合どうしますかというところですので、今ので多分意見がまたいろいろとわかれたというところだと思っています。ありがとうございます。この2番、性別欄について他に皆様からいかがでしょうか。

(星野委員挙手)

○鈴木会長 どうぞ、星野委員お願いいたします。

○星野委員 この前、建築業界、建築屋さんで研修やらせていただいたのですが、そのときに企業の方に確認したら、建築なのでケガとか事故が起きると、その場合に119番通報で救急車の要請をすると、「男性ですか、女性ですか」というふうに聞かれると、そういうことがあるので、社員の名簿の中に性別欄を設けていましたということがありました。これを私が消防に確認したところ、消防では、医療機関に繋ぐために性別が必須になっているので、一応聞いていますけれども答えたくなければ答えなくていいですと。本人が意識不明でわからないときは、所持品で確認しますので、答えたくないときは特にいいですということでした。行政とかが聞くことが、一般企業に何か影響を与えてしまうのではない

かなというのを感じています。だから、なるべく性別を聞くというのを減らしていただいた方がいいかなと思います。

- 鈴木会長 ありがとうございます。本当に基本のところでは、必要ないものは聞かないというところのお話、さらに本当に救急などについては、男性だからこういう部分のところでの治療上の配慮が必要とか、女性だからこういう配慮が必要とか、ある部分ですよ。その辺の難しさもあるということで、ご意見いただきましてありがとうございます。

(星野委員挙手)

- 鈴木会長 どうぞ補足してください。

- 星野委員 その企業がどのように対処したかといいますと、一応、名簿で性別欄はなくなりました。その代わりとして、救急連絡先カードというものを作って、そこに性別を記入する欄があって、それを各社員に持たせるようにしました。だから性別欄は本人しかわからない。他の社員には、性別は知られないようにしているということでした。

- 鈴木会長 必要最小限の情報で、何とかクリアしていくという。名簿化するということはないということですね。なるほど。そういった工夫もあるということですね。ありがとうございます。他にはいかがでございましょうか。よろしいでしょうか。市の方から、ここはもっと聞いておきたいとかありますか。大丈夫ですか。2番についていいですか。では、ここまでとさせていただきます。では続きまして、大きな3つ目の個別課題でございます。ジェンダーレストイレ、オールジェンダートイレについてということで、まず趣旨を市よりご説明をいただきたいと思います。

- 事務局(猪野) ジェンダーレストイレについてご説明させていただきます。ご存知の方も多いかと思いますが、東京都新宿区に建設された商業施設においてジェンダーレストイレ・オールジェンダートイレが設置されましたけれども、様々な議論があった中で、その後廃止となりました。この本庁舎におきましては、多目的トイレを男女別ではない部分に設置しておりまして、こちらのトイレをご利用をいただくということで対応を図っております。近年は多目的トイレにおいて、一般トイレを利用できる方が多目的トイレを長時間利用するというようなこともありまして、「みんなのトイレ」という表現をあえてしないというケースも見受けられておりまして、実際に本庁舎のトイレも、「みんなのトイレ」という表記は、現在のところしておりません。

本日は、これからの時代のトイレのあり方につきまして、様々なご意見を頂戴したいと考えまして、今回、課題提起をさせていただきました。全体としましては、難しい問題だというのが、皆様の大きなご意見かと思っております。なお、今日配らせていただいた資料の中に、L I X I Lのトイレの説明を印刷したものが入っておりますけれども、複数の委員の方から、こちらのL I X I Lのトイレのことをご提案いただきましたので、情報提供させていただいております。市民の方からもトイレのことにつきましては、男女別を維持して欲しいというようなお声があり、直接窓口に来られた方も1件ありました。今のところなかなか課題としては難しいのですが、将来像として整理を少し進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○鈴木会長 ありがとうございます。今回、入沢委員、それから須田委員からは、L I X I Lの取り組みということをお話いただいております。別紙のオルタナティブトイレというまた別の新しい形というものの提言が、こういった会社から出ているということもありました。ありがとうございます。こういったものも含めて、どうあるべきか。パブリックトイレの中で、こういったものを藤沢市がこれから整備をしていくにあたってということだと思いますけれども、どうしても市は様々な部分でお手本というものにならざるを得ないところがありますので、そういったときには、いろんな議論を踏まえておきたいということかなというのも承知しております。皆さんどうでしょう。ご自身がお書きくださった意見についての補足、さらに補強するところ、あるいは他の委員へのご質問も結構でございますし、いかがでありますでしょうか。これはやはり新宿のケースがいろいろ尾を引いているような感じがあるかと思えます。これは岸本委員がかなり詳しく書いてくださっているところがございますけれども。どうでしょうか。皆様、ご意見をいただければと思います。いかがでしょう。そもそも、皆さんの中でジェンダーレストイレに行ったことある人は、どれぐらいいますか。僕は新宿歌舞伎町に見に行きました。この中で3人ですね。という中での議論の難しさというのがありますし、僕も見に行っただけで入ったわけではないのですが、なかなか活用というのは、まだまだ目に触れていないものを議論するというのは、もしかするとファミリーシップ制度や性別欄よりももっと想像がなかなかしにくいところかもしれないですね。どうしても自分以外のところからの情報の多さみたいなものもあるのかもしれない。

(深田委員挙手)

○鈴木会長 深田委員お願いします。

- 深田委員 質問なのですが、今、お話があったジェンダーレストイレを、私自身は見たことがないのですが、そもそもなぜ多機能トイレではなくて、ジェンダーレストイレを作ろうということになったのか、もしご存知の方がいらしたら教えていただければと思います。
- 鈴木会長 深田委員ありがとうございます。どうでしょう、市の方から少しあれば、承知の範囲の中でいかがでしょうか。
- 事務局（猪野） L I X I Lの資料の方を見ていただきますと、やはり男女に分かれたトイレには入りづらいというような声があって、その一方で多機能トイレというものは、やはり障がいのある方が優先的に使うというイメージが浸透してきている中で、普通に入ってトイレを利用するというところに抵抗があるという方もいらっしゃるというところもジェンダーレストイレを作るという意見に影響しているかと思います。藤沢市は、多目的トイレが性別のトイレとは別の場所に設置しているのですが、多機能トイレが性別に分かれたトイレの中に入っているケースもありますので、そうしますと、やはり使い勝手が悪いというか、そういった方のご利用も難しいということもあろうかというふうに思っております。
- 深田委員 私がここに回答で書いたのは、公共施設ということ言えば、多機能トイレを増設していくのがいいのではないかという単純な答えなのですが、多機能トイレは、多分設置するのに費用もかかるし、スペースも必要なのだらうと思うのです。ただ、L I X I Lの資料を見せていただいて、ちょっと思い出したことがあってですね。このL I X I Lの資料の5ページ目ですね。「車いすの人が来ないか心配になることはありますか」という質問なのですが、私は以前に知的障がいがある方の移動支援の仕事に携わっていたのですが、やはりトイレに入るときに一緒に入らなくてはいけない。普通のスペースのトイレでは2人で入って、中で着替えたりする人もいたりするので、そういうときは、やはりいつもこのことは気になっていました。特に駅のトイレでは、駅は車いすの利用者の方も多いですから、すごく心配になっていたのです。ですから、基本的には公共施設、それから駅などもそうですが、それから商業施設、多機能トイレがまだまだ少ないのだらうと思います。2つ並んであれば、そんなに心配しなくてもいいような気はしますので、そういう意味では、多機能トイレをもっと増やしていくということを進めていくのがいいのかなと思います。性別が決められたトイレに入りたくない人も、多機能トイレだったら普通に利用できると思うのです。星野さんどうでしょうか。
- 鈴木会長 ありがとうございます。星野委員、お願いいたします。

○星野委員 多機能トイレは、身体的不自由な人が使うというイメージが持たれていて、それでトランスジェンダーの方は使いにくいわけなのですね。見た目は健全ですので、健全な人が使っていると、変な目で見られたりするという事です。やはり多機能トイレですと、車いすの人やオストメイトの人という結構広さが必要になってきますので、より多く作れない。だから多機能トイレもあり、車いすの方は使えないのですけれども、男女共用のトイレもいくつか作るというのがいいかなと思います。先ほど、皆さんジェンダーレストイレを使ったことないという人いましたけれども、そんなことないと思うのです。皆さん使っていると思います。ジェンダーレスというと難しく考えがちですよ。ジェンダーレスですから男女関係なく使えるという意味です。コンビニのトイレは、みんなジェンダーレスだと思うのですよ。男女共用ですよ。皆さん使っていますよね。トランスジェンダーの方が一番使いやすいトイレは、コンビニのトイレなのです。やはり設備だけ整えても、他の人が使っていなかったら使いにくいわけなのです。他の人が使っていなくて、そこを使っていると、「なんであの人はそこを使っているのだろう」というふうに思えてしまう。やはり当事者が気にするのは、周りが自分のことをどう思うかですので、やはり誰もが同じように使っていないと、使えないわけなのです。ですから、コンビニのトイレが一番使いやすい。だからコンビニのトイレみたいなトイレがいろいろなところにあるのがいいかなと思います。県立学校の例をお話しますと、県立学校は結構古い学校が多いので、多目的トイレがありません。それでトランスジェンダーの人が入学してきました。それで取った対応として、今生徒の人数が減っていますので、使用頻度の少ないトイレがやはりありますので、その女子用トイレを性別に関係なく使えるように表示を男女の表示ではなくて大便器の表示だけにして、それで対応しています。それで高校生に結構今ジェンダーレスの意識は高まってきていますので、子どもたちはそこを問題なく普通に使っているということでした。

○鈴木会長 具体的な例も含めてお話をいただきました。ありがとうございます。確かにコンビニのトイレはおっしゃる通りで、私、迂闊にも歌舞伎町の話だけを頭に浮かべて「どうですか」と聞きましたけれど、実は全員使っているのだというように目から鱗でございました。ありがとうございます。

(須田委員挙手)

○鈴木会長 須田委員から今、手が挙がりました。お願いいたします。

○須田委員 多目的トイレなのですが、男性用多目的トイレ、女性用多目的トイレという表示で、小田急線で女性用のマークが女性用多目的トイレ、男性用のマー

クが男性用多目的トイレなのです。2つあっても、女性用、男性用だとジェンダーの人は、どちらと言われても、そこに入れないじゃないですか。だから私もオストメイトなのですけれど、当事者はどちらかが空いてればいいのだけれど、空いていても男性用のトイレには入れないのです。だから本当に必要な人の意見を聞きながら、やはりそういうふうな設備は作って欲しいなというのは、つくづく思うのです。だから、ましてジェンダーの人は、多目的トイレがあったとしても入れないのです。そうすると、どこに入ろうかということになるわけではないですか。それが身近にもあるので困っています。

○鈴木会長 ありがとうございます。元から分かれています中で、多目的と言われてもという話ですね。そうですね。そこでは既に性別が分かれていますからね。おっしゃるとおりですね。ありがとうございます。

(岸本委員・ポッチャニー委員挙手)

○鈴木会長 岸本委員、それからポッチャニー委員、おふたりにお話を伺います。

○岸本委員 岸本です。設定の仕方が難しいなと思っているのですが、ジェンダーレストイレの是非という話であれば、ある方が良いということになると思いますけれども、私がコメントで書きましたのは、やはり設置場所とか形状とか、そういったところによって安心感というのは変わるかと思っています。先ほど星野委員もおっしゃられた「ジェンダーレストイレは皆さん使っていますよ」、確かに自宅も男女区別していませんので、これもジェンダーレストイレと言えるかもしれません。ただ、プライベートな自宅内のトイレなのか、飲食店やコンビニという箱が小さい中でのトイレなのか、百貨店とか大きな中でのしかも奥まったところにあるトイレなのかによっても安心感は違うかなと思います。例えば今回の新宿施設の事例の報道を見ますと、ジェンダーレストイレと設定したことで、出入り口に男性が待ち伏せをしているような不安があって怖いというような声が上がってしまって、警備員をつけたというようなお話もあったと思います。障がいを抱えたりして多機能トイレを使いたいのか、あるいはトランスジェンダーの方が使いやすいように男女の区別をなくしたトイレにしたいのかという設置目的、不特定多数の方が出入りをするような公共の場所なのか、ある程度限られた場所なのかという設置場所、出入り口の数などのトイレの形状などによって安心感はいぶ変わるの、議論というか、そういう設定、問いかけの仕方によって、だいぶ集まるコメントも違うかなと思いました。以上です。

○鈴木会長 ありがとうございます。続けてポッチャニー委員お願いいたします。

○ポッチャニー委員 いろいろ聞いたのですが、皆さんの意見には賛成なのですが、女性にとっては、男女トイレと書くと安心感がないです。新宿を例に、盗撮など違う目的で男性が簡単にそのトイレに入ってしまう。これはちょっと別のジェンダーの話ではないのですが、女性の立場から見ると、これは使えるところじゃないかと思うのですが、駅だと安心感があるけれど、公衆トイレと言われたら、誰でも入れるという気持ちから安心できないので、使えないですね。ジェンダーレスにとってもすごくデリケートでもっと使えないのだと思います。逆に犯罪目的で、どうぞと差し出している感じがします。ジェンダーレストイレというと逆に印象が悪いです。最初にこの質問を見たときに、居酒屋とかは何も書かないで女性と男性の絵が貼ってあるところもあるじゃないですか。そういうところはみんなが気楽に使えるのに、わざわざジェンダーレスとすると逆に使えないです。なので、深田さんがおっしゃったとおり多目的トイレをたくさん作れば、誰でも安心して使うことができると思います。女性だったら女性トイレに行くじゃないですか。だから、必要な方はもっと多目的トイレがあれば、気楽に使えるようになるのではないかと思います。

○鈴木会長 ありがとうございます。本当にたくさんご意見いただいております。今は岸本委員がおっしゃってくださったようなところと関連する意見が入沢委員のお書きくださったところもあろうかと思いますが、もしよろしければ補足をいただければと思います。

○入沢委員 はい。ありがとうございます。私も企業のようにクロードで、ある程度使用者が限定されている場所と、そうでない公共の場所と、やはり考え方が違うと思います。特に、公共の場所については、誰がどう使うかを周囲に見られているという視点と、現実的に衛生面で男女ではトイレの使い方が全く違いますからその観点でも考える必要があります。また付随する治安面でも懸念があります。実はL I X I Lさんの資料は、社内で今後のトイレの形などを検討するときに調べていて見つけました。配付くださいました資料の一番後ろに見取り図があります。いいなと思いましたのは、皆と一緒に並んでいるという点です。並ぶ先に男性用トイレ、女性用トイレ、様々な用途とトイレがあります。並ぶ場所は全員一緒ですから、「あの人はこういう用途だからこのトイレを使うのだろう」と見られることが、あるいは見られていると感じる不安が少なくなり、理想的に感じました。ただ、維持管理面では非常に大変だと思います。大きな施設であれば、一番広い一番皆さんが使うところをあえてシンボリックにこういったトイレを

用意して、あとは男女別のトイレが多くを占めても、それは選択肢として、取組の姿勢を示す意味でもいいのではないかと考えます。

- 鈴木会長 ありがとうございます。今、入沢委員からもいただきましたけれど、最適解をどこに求めるかというところだと思うのです。100か0、白か黒で我々はこれを考える必要はないと思っていますし、そういったところを踏まえながら、ぜひ藤沢市さんの方でも進めていただけるといいなとお聞きしていただけたところでございます。他に皆さんからいかがでございましょう。

(星野委員挙手)

- 鈴木会長 星野委員、お願いいたします。

- 星野委員 先ほどのジェンダーレストイレですが。女性の方は、結構危機感を覚えている方もいらっしゃるかなと思います。やはり女性の方は、男性から性被害とか、あとは盗撮とかを受けていますので、すぐにジェンダーレスを一遍に進めるというのは難しいかなと思います。どういう人が使うかで使い分けて、それからジェンダーレストイレにしても洋便器一つだけだと、やはり男性の方はおそらく立って使用すると思うのですけれど、そうすると汚れてしまう。それで女性の方は、それを見るのが嫌という話も聞きますので、これは男性の使い方のマナーも影響してくるかなと思います。私は、横浜みなとみらいホールのトイレの改修のときに、監修をやらせていただいたのですけれども、そのとき女性の方から意見が出て、やはり男女共用だと、汚れていて嫌だという話を聞いていたので洋便器と小便器を一つの部屋の中に設けました。そうしたら、別の女性の方から「小便器があると男性の股間を見ているようで嫌だ」という話もありまして、これは結構難しいなと思います。

- 鈴木会長 ありがとうございます。本当にこれを実際に作ったとき、今のお話だと、実務面でどうなのだというのがありますけれども、だからこそ、ぜひ藤沢ではやはり新しい、それこそオルタナティブな形をやっぱり模索してほしいなというふうに思っています。とはいえ、これはやはり、今の懸念する声というのも実際あるのも事実ですので、そことのバランスをどうとっていくのか、その方々の懸念をどう払拭していくのかということのも、心を砕かなければいけないところだなと思いました。ありがとうございます。いかがでしょうか。そろそろ時間も予定されていたところになりますので、この3番についても、皆様のたくさんのご意見をいただきましたので、ぜひ市として受けとめていただければというふうに思っています。

【3 その他】

○鈴木会長 「その他」というものが最後でございますが、全体を振り返りまして、何か、あるいは1番、2番のところでおっしゃり忘れたところ、後からお気づきになったところなどがあれば、承りたいと思いますが、いかがでございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(森岡委員挙手)

○鈴木会長 森岡委員、お願い申し上げます。

○森岡委員 この会議の内容というのは、公開されると、先ほど冒頭おっしゃったのですが、公開というのはこの議事録を公開するのですか。どういう形で公開するのですか。

○事務局（作井） 市のホームページに、こちらの議事録と本日お配りしている資料を全て掲載させていただく形で公開をしております。

○森岡委員 私は、定年退職を去年しまして、30何年サラリーマンをやっている、議事録はかなり書いているのですよ。でもこういう議事録というのは初めてなのです。一字一句きれいにまとめているというのは。そのような時間はないので。読む人も読めないで、何だったのだから、これを読んでください。16ページとかというのはないので、一人前に論点はこれでした、こんなことがポイントでした、結局これが決まりました、これはペンディングですとかというのを表裏くらいでまとめるのが、私の仕事だったのです。まれに役員が会議をすると、こう作れと言うのですけれども。もし開示するのであれば、これを読んでくれというのはなかなかしんどいと思うのです。私ですら、これを自分で読み返すのは結構しんどいと思ったのです。もし開示して、より知ってもらおうということであれば、今日お話があったことは、それぞれこんなこと、こんなこと、こんなこと、端的に言うと、鈴木さんが言い換えられたことが一番簡単にまとまっているなど思ったのですけれども、全部これを読むと今日も1時間半あったので、このくらいのページになると思うのですけれども、これを載せたから皆さんに開示しましたというのは、エビデンス作りにはなるのだけれども、どれだけの効果があるのか、どれだけ本当に読んだのですかと、ページ量を見たら、私は少し気になっています。私は入っているからいいのです。ですが、知らない人が何を議論にして、何を話し合っ、何が確認されたのかということを開発していくという意味では、もう少し検討の余地があるのではなかろうかということをお場で申し上げさせてもらって、これは消さないで欲しいなと思っています。

○鈴木会長 ありがとうございます。全文出す形と例えばこれに加えて内容をまとめたものなどもあって良いのかなというふうに思います。これはぜひ市の方でも前向きにご検討いただければと思います。

(岸本委員挙手)

○鈴木会長 岸本委員から一言。

○岸本委員 たとえば法制審議会とか、法律案を作るような会議体の議事録の場合には、この協議会と同じように逐語調で作成されていることがよくあります。ふじさわ人権協議会は、議決機関ではなくて諮問機関ですから、広く意見を募ることが目的だと思いますので、いろいろな意見がどういう議論の流れの中で出てきたのかも含めて、後から検証できるように逐語調で作成しておくことが大事かなと思います。他方、議決機関であれば、議題と議案がこれで、どんな議論がされて、結論がこうなりましたと端的な方がいいということもあろうかと思います。

○鈴木会長 ありがとうございます。様々な必要性、またわかりやすさ、市民への伝え方、いろんな観点があるかと思いますので、ぜひご検討の方を市でお願いしたいと思います。他に皆様から何かございますか。ないようであれば議事の方はこちらで終了させていただきます。ありがとうございました。では事務局にお返しいたします。

○事務局（作井） 鈴木会長ありがとうございました。それでは事務連絡をさせていただきます。

○事務局（中村） 次回協議会の開催日ですが、第3回協議会は来年の1月19日（金）午後2時から場所は会議室5-1・5-2になります。開催日が近くなりましたら開催通知をお送りしますので、よろしく願いいたします。また、本日の会議の議事録をまた作成しまして、皆様に送らせていただきますのでご確認をよろしく願いいたします。

○事務局（作井） はい。それでは本日はお忙しい中ありがとうございました。以上をもちまして本日の会議を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

以 上